

廿日市市自転車用ヘルメット 着用促進奨励金

道路交通法改正により、令和5年4月から自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化されました。
大切ないのちを守るために、自転車乗車時にはヘルメットを着用しましょう！

【自転車用ヘルメット購入費の一部を助成します】

対象者

廿日市市に住所を有していること
※一人1回1個限り

奨励金額

購入費の1/2以内の金額で上限3,000円（100円未満切り捨て）



【LINEでの申請】

① QRコードを読み込む

※事前に「廿日市市」と

友達になる必要があります。

申請用 QR コード



② LINEで質問に答えて申請

※LINE Pay 公的個人認証サービスを利用した、

マイナンバーカードでの本人確認を行います。

③ セブンイレブンのATMで奨励金の受取

【書類での申請】

申請書の他に必要書類を揃えて、市役所人権・市民生活課または各支所地域づくり係へ提出してください。

【申請に必要なもの（書類）】

- 安全基準がわかるもの（ヘルメットの写真・取扱説明書など）
- 領収証またはレシート（購入日・金額・品名・購入先がわかるもの）
- 口座振替依頼書（※書類での申請の場合）

【お問い合わせ先】

廿日市市役所 人権・市民生活課市民生活係 TEL. 0829-30-9147

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

令和7年4月から、**市外の店舗及びインターネットで**
購入した自転車用ヘルメットも対象になりました。

～ヘルメット購入前に必ずご確認ください～
【奨励の対象となるヘルメット】

- 令和6年1月1日以降に購入したもの
- SGマーク等の安全基準に適合したもの
- 他の補助金等の対象になっていないもの

※クーポンまたはポイント等を使用した場合は、その金額
を購入費から除く

（参考）安全基準マーク

SG	JCF	CE	GS	CPSC



ホームページ QRコード

あなたと家族のために 自転車用ヘルメット



協力：山陽女子短期大学

いつなにか起こるかなんてわからない
ヘルメットはあなたのことを守ります
自転車を利用するときは
ヘルメットを必ず着用しましょう

【お問い合わせ先】

廿日市市役所 人権・市民生活課市民生活係

TEL 0829-30-9147

〒738-8501 広島県廿日市市下平良1丁目11番1号

